介護予防・日常生活支援総合事業

伊豆の国市介護予防通所型サービス重要事項説明書

ご利用者様に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者がご利用者様に説明すべき重要 事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒410-2123 伊豆の国市四日町302番地の1 伊豆の国市韮山福祉・保健センター内
代表者 (職名・氏名)	会 長 河 野 眞 人
設 立 年 月 日	平成17年 4月 1日
電 話 番 号	0 5 5 - 9 4 9 - 5 8 1 8

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	伊豆の国市社協デイサービスセンターにらやま					
サービスの種類	伊豆の国市介護予防通所型サービス					
事業所の所在地	〒410-2123 伊豆の国市四日町302番地の1伊豆の国市韮山福祉保健センター内					
電 話 番 号	0 5 5 - 9 4 9 - 9 2 1 6					
指定年月日・事業所番号	平成28年 1月 1日指定 2270800028					
利 用 定 員 定員35人						
事業の実施地域	伊豆の国市内					

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他 関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の 保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援 状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、 適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

介護予防通所型サービスは、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

	月曜日から金曜日					
営 業 日	ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月29日か					
	ら1月3日) を除きます。					

営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス	午前8時50分から午後4時00分まで
提供時間	

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数
管理者	1人
生活相談員	1人以上
看護職員	1人以上
介護職員	5人以上
機能訓練指導員	1人以上
事務職員	必要に応じて

7. サービス提供の責任者

ご利用者様へのサービス提供の管理責任者(管理者)は下記のとおりです。 サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者横山知美
----------	---------

8. 利用料

事業者が提供するサービスに対する料金は【重要事項説明書・別紙1】のとおりです。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

	医源	寮 機 関	(I)	名	称
利用者の主治医	氏				名
小小17日~2 工1日区	所	右	:		地
	電	話	番		号
緊急連絡先 氏名 (利用者との続柄)					
(家族等)	電	話	番		号

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び伊豆の国市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

東光記和 教泰古	電話番号	0 5 5 - 9 4 9 - 9 2 1 6
事業所相談窓口	面接場所	当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	伊豆の国市健康福祉福祉部長寿介護課	電話番号 0558-76-8009
古用文的機関	静岡県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 054-653-0840

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに 担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に 関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地伊豆の国市四日町302番地の1

事業者(法人)名 社会福祉法人伊豆の国市社会福祉協議会 代表者職・氏名 会 長 河野 眞人 印

伊豆の国市社協デイサービスセンターにらやま

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。 また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利 用 者 住 所 伊豆の国市

氏 名 即

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

氏 名 印(続柄)

立会人住所

氏 名 印